平成２３年（フ）第２２９２号
福岡県糸島市板持２丁目４番10号
債務者　吉住　英明
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９９号
福岡県春日市春日公園８丁目25番地３ウィル春日202号
債務者　豊田　雄二
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４５号
福岡市城南区長尾２丁目18番11号
債務者　榎　　博秀
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６１号
福岡県古賀市天神７丁目２番１号
債務者　峯苫　孝一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３８９号
福岡市博多区東比恵３丁目18番３―408号
債務者　坂井　智恵
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７４号
福岡市東区和白２丁目７番14号
債務者　中村　純一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８０号
福岡県筑紫野市二日市南４丁目３番13号
債務者　青木　明美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８５号
福岡市博多区空港前２丁目３番７―401号
債務者　中村　美子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４９３号
福岡市城南区片江３丁目25番30―201号
債務者　垣花　国博
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４９８号
福岡県筑紫野市原田３丁目２番地18　ユリシス１番館202号
債務者　尾中　隆義
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５２０号
福岡県春日市春日原東町４丁目１番地３春日原コーポ第２・201号
債務者　原　　敏文
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５５８号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目18番６号サンティール七夕101号
債務者　黒崎　則之
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８号
山形県新庄市宮内町１番14号、前住所宮城県仙台市泉区実沢字中山北18番地の174
債務者　五十嵐美里（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第６７号
愛媛県西宇和郡伊方町中浦甲62番地
債務者　増原　勝久
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第４３６号
山梨県笛吹市春日居町鎮目231番地ツルタハイツ２―D
債務者　縄　　義雄
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
山梨県甲府市住吉２丁目４番18号
債務者　内藤　征子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
山梨県甲府市宮原町1256番地２　レジデンス中沢101
債務者　森本　初美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋４丁目239番地
債務者　長澤　英博
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
岐阜地方裁判所